傷病手当金 要点まとめ

Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

傷病手当金の主な支給条件

以下のすべてを満たす必要があります。

• 健康保険の被保険者であること。	• 連続3日間の待期期間を含み、4日以上休んでいる。
• 業務外の病気や怪我で働けない（労務不能）。	• 休業期間中、給与の支払いがない（あっても手当金より少額）。

支給額

1日あたりの計算式は以下になります。※健康保険組合により付加給付がある場合も。

支給開始日以前12ヶ月間の標準報酬月額平均額 ÷ **30日** × **2/3**

※支給開始日以前の加入期間が12か月未満の場合は次のうちの低い方の額で計算。
① 支給開始日が属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均
② 前年度の9月30日時点の全被保険者の同月の標準報酬月額の平均

支給期間

支給開始日から通算して最長1年6ヶ月です。途中で復職し再休職した場合も通算されます。

申請手続き

傷病手当金支給申請書に医師の証明が必要です（文書料がかかる場合あり）。精神疾患では別途診断書が必要なこともあります。従業員は医師の証明を受けた申請書を事業主に提出し証明を受け、その後、加入する協会けんぽ、健康保険組合等に提出します。事業主は申請書に必要な証明を行います。

他の給付との調整

給与の一部や他の公的給付（障害年金等）がある場合、支給額が調整されます。雇用保険の基本手当とは併給できません。

© MoneyForward, Inc.

社会保険料の支払い義務

休職中も健康保険料・厚生年金保険料等の支払い義務は継続します（雇用保険料は給与がなければ発生しません）。納付方法は会社にご確認ください。

退職後の傷病手当金

以下の条件を満たせば、退職後も継続して受給可能です。

- 退職日までに継続1年以上の健康保険被保険者期間がある。
- 退職日に傷病手当金を受給中または受給可能な状態。
- 退職後も労務不能状態が継続している。

精神疾患（抑うつ状態等）での受給

他の傷病と同様の条件で受給できます。医師による労務不能の証明が重要です。

会社に休職制度がない場合の受給

会社の制度の有無に関わらず、健康保険の被保険者で条件を満たせば受給可能です。

© MoneyForward, Inc.